

公示第 5 3 1 号

平成 2 7 年 9 月 1 1 日  
ダスキン健康保険組合  
理 事 長 鶴 見 明 久

### 「ダスキン健康保険組合規約の一部変更」について

ダスキン健康保険組合規約の一部を変更いたしましたので、健康保険法施行令第 3 条 2 項に基づき、公示いたします。

#### 記

第 4 条を次のように改める。

(設立事業所の名称及び所在地)

第 4 条 この組合の設立事業所の名称及び所在地は、別表第 1 のとおりとする。

第 4 1 条の次に次の 1 条を加える。

(組合員の範囲)

第 4 1 条の 2 この組合は、第 4 条に掲げる事業所の事業主及びその事業所に使用される被保険者（その資格を喪失し、法第 3 条第 4 項の規定により、この組合の被保険者の資格を取得した被保険者を含む。）を組合員の範囲とする。

第 4 6 条を次のように改める。

(予備費の費途)

第 4 6 条 一般勘定のうち、予備費を充てることのできる費途は、次の各号に掲げるものとする。

2 介護勘定のうち、予備費を充てることのできる費途は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 納付金

(2) 保険料還付金

第 4 7 条を次のように改める。

(準備金の保有方法)

第 4 7 条 準備金は、次の各号に掲げる方法によって保有しなければならない。ただし、準備金のうち前 3 年度の保険給付に要した費用の平均年額の 1 2 分の 1 に相当する額については、第 1 号又は第 2 号の方法により保有しなければならない。

第 5 0 条を次のように改める。

(公告の方法)

第50条 この組合において公告しなければならない事項は、この組合及び事務所の掲示板に掲示し、又は機関誌等に掲載する。

第64条を次のように改める。

(施設の利用等)

第64条 第1項 この組合において提携した施設の利用方法及び利用料は、組合会の議決を経て別に定める。

第65条を削除。

(高額医療費貸付)

第65条

第65条の2を削除。

(在宅療養の環境整備の貸付)

第65条の2

第65条の3を削除。

(出産費貸付)

第65条の3

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

以上